

クリンクルはくいへの畳の搬入について

令和4年4月1日より、畳の搬入は施設の処理能力を踏まえ 1日10枚 (半畳は2枚で1枚) まで(申請者・同一発生場所)としております。なお、リフォーム、家屋等の解体、畳の入替え等によって発生する畳については、枚数にかかわらず、産業廃棄物となり受け入れできません。